

## ～ 福祉総合相談事業 ～

高齢化や人口減少、過疎化の進展などを背景に、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤が脆弱化するとともに、社会的に孤立している世帯や、様々な課題が複合して生活が困窮している世帯、時には地域住民から「排除」にすらなるような、生活のしづらさや困難を抱える地域住民が増加しています。

当法人においても、毎月 1 回、無料の弁護士による住民の法律問題、法律トラブルについて法的解決を図る相談会（心配ごと相談事業）を実施しています。しかし、その相談内容は、地域からの孤立や家族のひきこもりといった福祉や生活問題など多岐に渡り、法的解決に至らないケースへの対応が課題でした。

これまでの福祉サービスは、高齢者、児童、障がい者、生活困窮者等、対象者ごとに整備されてきましたが、制度の狭間で公的なサービスに繋がらない課題や、世帯の中で複合化した課題等に対しては、必ずしも十分な相談・支援が実現できるとは限らない状況が生じており、分野を問わずに包括的に相談・支援を行うことが必要となっています。

これらを踏まえ、平成 31 年 4 月より地域住民の抱えている困りごとを受け止め、解決につなぐことのできるような福祉総合相談事業による包括的な支援体制を構築し、常設の相談窓口を設置します。そこでは、日常生活自立支援事業や生活福祉資金貸付事業、フードバンクなどワンストップで対応できるようになります。

住民からの相談には、我々だけで解決が難しい困難ケースや相談者に対応するための社会資源や制度が不足していることに直面することも想定されますが、解決が難しくても断らない、困りごとを軽減していく方法を相談者と一緒に考えるよう努めていきます。また、相談職員のチーム対応力の向上はもちろんですが、深刻な生活課題を抱えるケースは他部門の職員や関係機関、団体、行政等の関係者との連携が重要であると考えます。

地域づくりのための事業・活動の展開など社協本来の役割を踏まえ、当法人が培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域関係者とのネットワーク等を活かしながら、この取り組みを通じて地域共生社会の実現を目指した地域づくりと連携し、実践をすすめていきます。

相談窓口 みやき町社会福祉協議会 総務係

☎ 0942-81-6161

✉ info@miyaki-shakyo.jp